

令和 7 年度総合評価説明書（共通事項）

1 評価項目及び評価基準

(1) 企業の施工能力に関する事項

同種・類似工事の施工実績、工事成績評点の平均点、優良工事等表彰の有無、品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況により評価する。

(2) 配置予定技術者の能力に関する事項

保有する資格、同種・類似工事の施工実績及び優良工事等表彰の有無、継続教育（CPD、CPDS）の取組状況により評価する。

(3) 企業の社会性・信頼性等に関する事項

災害協定に基づく活動実績の有無、ボランティア活動実績及び労働福祉（雇用保険等の加入や障害者雇用）の状況、地域からの雇用率、市内業者の施工割合により評価する。

2 総合評価の方法

(1) 総合評価方式における評価値の計算

評価値は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000,000 を乗じて得た数値とする（小数点以下第 5 位を四捨五入）。

① 評価値の算出式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000 = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

② 技術評価点の考え方

標準点：発注者の設定する仕様（最低条件）を満足する場合に 100 点を付与

加算点：施工上の課題に対する技術提案等（企業の技術力、企業的能力、技術者の能力）の評価に応じて点数を付与

(2) 簡易型Ⅱ総合評価方式における加算点の設定

技術提案に係る性能等に応じた加算点の範囲は次のとおりとし、工事の特性（工事内容、規模等）に応じて得点配分を行うものとする。

加算点の範囲	評価項目
20	企業の施工能力、配置予定技術者の能力、企業の社会性、信頼性等

3 中立かつ公正な審査・評価の確保

(1) 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令の規定により、総合評価方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、学識経験者から意見聴取を行う。

(2) 評価項目の公表

総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、契約後早期に以下の事項を公表する。

① 業者名

② 各業者の入札価格

③ 各業者の技術評価点の合計

④ 各業者の評価値

4 落札者の決定

入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、2-(1)-①に示す算出式により算出した評価値が最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

※ 下表に、入札参加者が10者、予定価格が1億円であった場合の入札結果例を示した。この場合、Gが落札者となる。

入札者	標準点	加算点	技術評価点①	入札価格② (円)	評価値 [①/②×1,000,000]	順位
A	100	4.5	104.5	91,000,000	1.1484	7
B	100	3.0	103.0	90,000,000	1.1444	10
C	100	8.0	108.0	94,000,000	1.1489	6
D	100	7.0	107.0	93,000,000	1.1505	5
E	100	5.0	105.0	91,500,000	1.1475	8
F	100	2.0	102.0	89,000,000	1.1460	9
G	100	15.0	115.0	99,000,000	1.1616	1
H	100	0	100.0	86,400,000	1.1574	3
I	100	9.0	109.0	94,100,000	1.1583	2
J	100	7.5	107.5	93,000,000	1.1559	4

5 評価項目審査資料作成上の注意事項

(1) 企業の施工能力に関する事項

① 施工実績の有無

- (ア) 平成22年4月1日から評価項目審査資料提出日までに完成し引渡しが完了した、別紙「簡易型(Ⅱ)総合評価落札方式評価項目及び評価基準一覧表」の「過去15か年度の同種・類似工事の施工実績の有無」摘要欄の内容に適合する工事がある場合は、「有」に○を付し、そのうち1件について工事名等を「企業の施工能力調書」に記載すること。
- (イ) (ア)の工事が富士宮市発注の工事である場合には、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事評点が64点以下のものは施工実績として認めない。
- (ウ) 共同企業体の構成員としての実績は認めない。
- (エ) (ア)の工事内容が確認できる資料として、CORINSの工事カルテを添付すること。

② 工事成績評価点の平均点

- (ア) 富士宮市発注の工事のうち、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の富士宮市における請負金額500万円以上の土木一式工事で完成検査に合格したものを対象とする。(特定建設工事共同企業体は除く。)ただし、令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に公告される案件の評価期間は、令和3年度、令和4年度及び令和5年度とする。
- (イ) 工事成績評点については、市で管理している工種別検査成績により評価する。
- (ウ) 上記の該当工事において、各自の各年度の平均成績評点から令和3年度は77.1点(令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に公告される案件のみ適用)、令和4年度は78.2点、令和5年度は77.0点、令和6年度は76.6点を差し引いた点の3か年の平均点で評価(工事成績評点がない年度については評価の対象から外す。)する。

【参考：A者】

- 令和4年度 該当工事1件(工事成績評点81.0点)：年度評価点=81.0点-78.2点=2.8点
- 令和5年度 該当工事2件(工事成績評点79.0点、80.2点)：年度平均成績評点=(79.0点+80.2点)÷2=79.6点、年度評価点=79.6点-77.0点=2.6点
- 令和6年度 該当工事0件：評価対象外
- 3か年度の平均点 (2.8点+2.6点)÷2(評価対象外年度を除く2か年)=2.7(小数点以下第2位切上げ)

※ 3か年度の全年度に工事成績評点がない場合には、この項目での加算点は0点となります。

③ 優良工事等表彰

- (7) 富士宮市発注工事において、令和6年度及び令和7年度（対象工事は令和5年度及び令和6年度）に**優秀賞（建築部門又は土木部門）**又は**優良賞**を受賞した場合は有に○を付し、工事名を記載すること。受賞していない場合は無に○を付すこと。ただし、令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に公告される案件の評価期間は、令和5年度及び令和6年度（対象工事は令和4年度及び令和5年度）とする。

(イ) 有の場合には優良工事等表彰の表彰状の写しを添付すること。

④ 建設キャリアアップシステムの事業者登録実績

- (7) 事業者登録がある場合には、事業者登録完了のお知らせ（はがき）の写し、事業者登録完了メールの写し又は事業者ログイン画面の写しのいずれかを添付すること。

⑤ 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

- (7) 取得している場合にはISO9001、ISO14001、エコアクション21認証書の写しを添付すること。

- (イ) 平成22年度以降にISO9001を活用した監督業務による工事を実施したことがある場合には、ISO9001認証取得活用監督業務等承認通知書の写しを添付すること。

(2) 配置予定技術者の能力に関する事項

① 技術者の資格

- (7) 配置を予定する主任（監理）技術者又は監理技術者補佐の氏名等を記載する。なお、評価項目審査資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。また、実際の施工にあたって評価項目審査資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。

- (イ) 配置予定技術者の資格・免許等を確認できる書類の写しを添付すること。

- (ウ) 配置予定技術者の雇用期間が3か月以上であることを確認できる書類の写しを添付すること。

② 施工経験の有無

- (7) 配置予定技術者が主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人を担当した、平成22年4月1日から評価項目審査資料提出日までに完成し引渡し完了した、別紙「簡易型(Ⅱ)」における評価項目及び評価基準の「過去15か年度の主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての同種・類似工事の施工経験の有無」の摘要欄の内容に適合する工事がある場合は、「有」に○を付し、そのうち1件について、工事内容等を「配置予定技術者の能力調書」に記載すること。

- (イ) (7)の工事が富士宮市発注の工事である場合には、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、その工事評点が64点以下のものは工事経験として認めない。

- (ウ) 共同企業体としての施工実績は認めない。

- (エ) (7)の工事の内容及び配置技術者名が確認できる資料として、CORINSの工事カルテを添付すること。

③ 優良工事等表彰（技術者）

- (7) 富士宮市発注工事において、令和3年度から令和7年度（対象工事は令和2年度～令和6年度）に**優秀賞（建築部門又は土木部門）**又は**優良賞**を受賞した工事で技術者を務めた場合は「有」に○を付し、工事名を記載すること。受賞していない場合は「無」に○を付すこと。ただし、令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に公告される案件の評価期間は、令和2年度から令和6年度とする。

- (イ) 「有」の場合には優良工事等表彰の表彰状の写しを添付すること。

④ 継続教育(CPD、CPDS)の取組状況

- (7) 建設系CPD協議会加盟団体のうち、下表に示す推奨（目標）単位を設定している18団体の継続教育を評価する。

団 体 名	年間推奨（目標）単位/年
①（公社）空気調和・衛生工学会	50ポイント
②（一財）建設業振興基金	12認定時間
③（一社）建設コンサルタンツ協会	50単位
④（一社）交通工学研究会	50単位
⑤（公社）地盤工学会	50単位
⑥（一社）全国測量設計業協会連合会	20ポイント
⑦（一社）全国上下水道コンサルタント協会	50単位
⑧（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20ユニット
⑨（一社）全日本建設技術協会	25単位
⑩（公社）土木学会	50単位
⑪（一社）日本環境アセスメント協会	50単位
⑫（公社）日本技術士会	50CPD時間
⑬（公社）日本造園学会	50単位
⑭（公社）日本都市計画学会	50単位
⑮（公社）農業農村工学会	50CPD
⑯（公社）日本建築士会連合会	12認定時間
⑰（一社）森林・自然環境技術者教育会	20CPD時間
⑱ 土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD時間

- (イ) 評価基準は、令和5年4月1日以降、当該工事の技術資料提出期限日までの任意の1年間において、各団体設定の1年間の奨励（目標）単位以上の単位取得がある場合に加点する。
- (ウ) 単位取得は各団体が発行する証明書（写）で確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

(3) 企業の社会性、信頼性等

① 災害協定に基づく活動実績の有無

- (ア) 所属する団体が富士宮市と協定を結んでいる場合には「有」に○を付し、所属団体名を記載すること。
- (イ) 令和2年4月1日から評価項目審査資料提出日までの間に富士宮市との災害協定に基づく活動を実施した場合には「有」に○を付すこと。

② ボランティア活動の有無

- (ア) 評価対象は、令和2年4月1日から評価項目審査資料提出期限までに実施した、道路・河川・港湾・公園等の公共施設に係る美化活動や、農地・森林・海岸などで地域や行政との協働で実施する環境の保全活動で、企業としての自発的な取組みを評価するものであり、その活動の実施時期・内容・会社名を証明するための公的機関又は町内会長等との協定書や証明書の写し、感謝状、新聞記事、地域情報紙（広報）等を添付すること。

③ 労働福祉の状況（障害者雇用）

- (ア) 障害者雇用優遇企業登録名簿（静岡県経済産業部）に登録している場合には「有」に○を付すこと。
- (イ) 有の場合には、障害者雇用企業審査結果通知書の写しを添付すること。

④ 地域からの雇用促進

- (ア) 雇用者は雇用期間が3か月以上の者とする。
- (イ) 富士宮市在住職員数から全体の職員数を除した値が0.8以上（80%以上）である場合は、技術者一覧表（富士宮市の様式）及び富士宮市在住職員全員の自動車運転免許証を添付すること。（運転免許証がない場合には、健康保険証（裏面含む）等住所が分かるものを添付す

ること。)

⑥ 市内業者の施工割合

- (ア) 施工額に占める元請、一次下請、二次下請の市内業者施工額を施工割合とする。
- (イ) 施工割合の算式は、市内業者施工額÷施工額×100で算出し、小数点以下は切り上げる。
- (ウ) 市内業者とは、本工事の公告日において富士宮市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する本店を有するものとする。
- (エ) 施工割合の確認時期は、下請負業者が確定した時点とする。
- (オ) 施工割合の確認は「市内業者施工割合計算表」及び施工体系図とそれに伴う契約書（写）等の提出により行う。
- (カ) 施工割合について履行義務違反があった場合には、当該工事完成から2年間、富士宮市が総合評価落札方式で実施する全ての工事について、技術評価点から加算された点の2倍の点を減点する。併せて翌年度の富士宮市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領における総合数値の算定において、当該工種の総合数値から10点を減点する。